

呉市教育委員会会議録
(令和3年7月28日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和3年7月28日定例会

- 1 開催日時 令和3年7月28日(水) 15:00開会
17:22閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼呉高等学校事務長 岩田茂宏
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 畠藤晃
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
- 5 傍聴者 3人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第21号 請願書について
 - (4) 報告第20号 寄附受納について
 - (5) 報告第21号 教科用図書採択に関する他都市状況調査について
 - (6) 教議第22号 教育振興基本計画の策定について
 - (7) 教議第23号 臨時代理の承認について(契約の締結)
 - (8) 教議第24号 「教育委員会事務点検・評価(令和2年度事務事業対象)」に係る意見交換について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・小谷委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和3年6月23日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6及び第7については、議事に諮る案件のため非公開、日程第8については、教育委員会と事務局との意見交換が趣旨でありますので秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第21号 請願書について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第21号「請願書について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

宇 根 課 長 それでは、教議第21号「請願書について」を御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、高等学校教科書「歴史総合」の適正な採択を求める請願でございます。

請願者は、「教科書ネット・呉」で、請願内容は1点でございます。

請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

安 部 課 長 それでは、請願内容について御説明いたします。

請願団体から令和3年6月18日付けで提出された請願の内容については、高等学校教科書「歴史総合」の採択は、呉市教育委員会において決定した採択の基本にのっとり、当該校における調査・研究に基づく選定を尊重して行い、当該校に特定の教科書の排除を示唆するような指導や助言を行うことなく、適正かつ公正に採択してほしいとの請願でございます。

教科用図書の採択につきましては、これまでも、国の通知や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等にのっとり、適切に進めてまいりました。

今年度も、これまでどおり、国の通知や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等にのっとり、適正かつ公正な採択を進めてまいります。

したがいまして、請願事項につきましては、「教科用図書の採択につきましては、国の通知や県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程等にのっとり、引き続き適正かつ公正な採択を進めてまいります。」との旨を回答したいと考えておりま

す。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするかについて御意見がありましたらお願いします。

佐々木委員 教科用図書の採択は、適正かつ公正に行っておりますので、要望と矛盾しません。したがって、採択ということで、学校教育課長が説明したように回答されたらよいと思います。

小 谷 委 員 私も、採択でよいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本請願については、採択という御意見でありましたので、採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願は採択とします。

報告第20号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第4の報告第20号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

森 川 課 長 それでは、報告第20号「寄附受納について」を御説明いたします。
資料7ページを御覧ください。

この度、呉市立昭和北小学校PTAより大型テレビ7台、72万1千円相当の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、今年度からタブレット端末による学習がスタートする中、普通教室のテレビを大型テレビとし、スクリーン代わりなどとして使用することで、子供たちのタブレット学習環境をより良くしたいとの思いから、寄附申込みがあったものです。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第20号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第21号 教科用図書採択に関する他都市状況調査について

教 育 長 次に、日程第5の報告第21号「教科用図書採択に関する他都市状況調査について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、報告第21号「教科用図書採択に関する他都市状況調査について」を御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

令和元年12月の定例教育委員会会議で、教科書採択に係る裁判勝訴の報告をした

際に、教育委員の皆様から、教科書裁判は終了したが、今後も適切な採択事務に向けて、より良い方向に進むように調査・研究をすることが要望として出されました。

また、令和2年1月の定例教育委員会会議で、教科用図書の採択に関する規程を条例とすることについての請願を、また、令和2年5月の定例教育委員会会議で規程を条例又は規則にすることについての請願を御審議いただいた際に、「他都市の状況を調査、研究していくということで採択」とされたことを受け、教科用図書採択に関する他都市の状況を調査しましたので、御報告いたします。

1の調査した市の数を御覧ください。

本調査は、呉市を除く全国の中核市59市と広島県内の6市の合計65の市に依頼しました。

続いて、2の調査結果を御覧ください。令和3年1月時点での調査結果となりますが、採択事務の根拠規定として、主に選定委員会の設置・運営の根拠規定について調査いたしました。

まず、調査して改めて分かったことは、選定委員会の設置・運営の根拠規定は、特に定まったものはなく、各市独自の判断で制定されているということでした。

円グラフを御覧ください。条例又は規則により設置・運営している市は、46.1%でした。

次に、規程又は要綱・要領により設置・運営している市は、21.5%でした。

また、その他と回答した市が、32.3%ありましたが、その多くは、複数の市町村で共同採択を行うため、単独で決める権限がなく、条例化等が行われていない、ということでした。

そのほか、担当者が、電話で聞き取りをした中で、条例を制定している市の中には、国の動きに応じて改正する必要がある場合、例えば、主幹教諭という職ができたときや、特別の教科道德の採択を入れなければならない場合など、採択事務の本質ではないことでの改正でも、年4回の市議会を待たねばならず、円滑に事務作業を進めることができないという困難さを感じている。と話していたということをお聞きしております。

以上のことから、3の事務局の考えとしては、調査結果から、中核市等において、ある特定の方式が大勢を占めていることがないということが分かりました。

呉市は、教科用図書採択事務の在り方について、平成27年度以降、見直しや改善を重ねながら、呉市教科用図書の採択に関する規程により、教科用図書採択を実施しており、公正性・透明性を担保しております。

規程を条例や規則にすることにより、公正性・透明性が増すものではなく、現行の方式から変更する必要はないものと考えます。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第21号「教科用図書採択に関する他都市状況調査について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 報告については、分かりました。中核市59市と県内の6市に依頼をしたということですが、県内の6市についてどこの市に依頼したのか教えてください。

安 部 課 長 広島市、大竹市、三原市、竹原市、東広島市、尾道市の6市です。福山市にも依

頼をしましたが、中核市の方にカウントしております。

佐々木委員 採択事務の根拠規定として、主に選定委員会の設置・運営の根拠規定を調査したのはどうしてですか。

安部課長 一般的に、選定委員会をどう位置付けるかということ、つまり、附属機関として設置しているかどうかということが分かれば、条例として定めているかどうか分かる第一段階だと考えたからです。

小谷委員 先ほどの説明にもあったように、条例若しくは規則としているところを合わせると全体の46.1%で、それ以外のものが、53.8%ということですね。条例や規則にしている市が、特別多いというわけでもないのですね。

吉中委員 確認ですが、現在、呉市で定めているのが規程であり、今回検討されているのが条例ということですが、この二つにはどういった違いがあるのですか。

安部課長 呉市教科用図書の採択に関する規程は、訓令として定めております。訓令とは、行政機関が職員や下の機関に対して発する命令のことです。訓令は、組織の内部に向けられるものですので、市民に対して直接法的効力を及ぼすものではありません。

条例は、国が定める法律とは別に、県や市が、議会の議決により各自でルールを決めることができるもので、市民に対する法的効力を及ぼすものです。市民に義務を課したり権利を制限するには、原則条例によらなければならないこととされています。

市民に対する法的な効力という違いがありますが、我々職員にとっては、条例だから守る、訓令は守らなくてよい、というような違いはありません。

吉中委員 先ほどの説明にもありましたように、福山市でしたかどこかの市において、条例で制定しているために、議会に諮ったりしなければならないといった違いもあるのですね。条例にすることによって採択事務の公正性や透明性が増すものではないという考えということですね。分かりました。

安部課長 他都市の聞き取りの中で、改正をする際は、年4回の市議会を待たなくてはならず、困難さを感じているといった話を聞いたとは言いましたが、福山市がこうに言っていたという説明はしておりません。

教育長 福山市を中核市の方に集計しておりますということで説明したのですよね。

吉中委員 すみません。福山市は中核市として集計しているという説明でしたね。採択事務の公正性や透明性が増すものではないということであれば、従来どおりでよいと思います。

森尾委員 これまでも、より良い採択事務が進むように、研究していただくことをお願いしておりましたが、本日の調査の結果、また、事務局としての考えもよく分かりました。ありがとうございました。あとは、特にありませんが、引き続き必要があれば改善に努めていただくようお願いします。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は、誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(15:20)

教議第22号 教育振興基本計画の策定について

(非公開案件です。)

教議第23号 臨時代理の承認について(契約の締結)

(非公開案件です。)

(15:42)

教 育 長 それでは、ここでいったん定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは議題に戻りますので、説明員の交代をお願いします。
これより秘密会の議題に入ります。

(15:50)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(17:22)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(令和3年7月28日定例会)